

給与支払報告書等の提出について(お願い)

平素から、住民税の課税事務につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
 給与支払報告書は、住民税の計算のもととなる大切な資料です。この度の報告書ご提出の際は、事務の効率化のため、本総括表をご利用ください。  
 また、私製の総括表をご利用の際は、本総括表の添付をお願いします。  
 なお、事務を委託されている場合は、委託先へお渡しください。

(給与支払報告書総括表 在中)

●お問い合わせ先  
 〒899-5492  
 鹿児島県始良市宮島町25番地  
 始良市役所 税務課 市民税係  
 TEL (代表) 0995-66-3111(内線132~133)

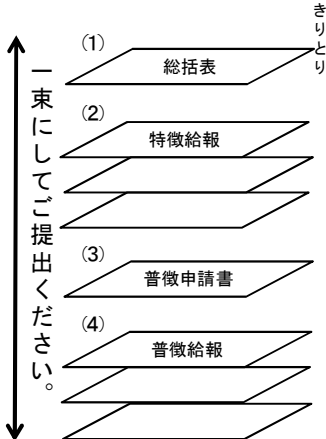
☆ までにご提出ください。  
きりとり

令和 年度( ) 給与支払報告書(総括表)

始良市長 殿

●給与支払報告書(個人別明細書)は、1人につき1枚ご提出ください。

★お手数ですが、右記の総括表は内容をご記入のうえ、ミシン目で切り取って、下図のとおり表紙や仕切紙としてご提出ください。



(始良市提出用) きりとり

給与支払者の 個人番号又は法人番号											
フリガナ								指定番号			
給与支払報告者の名称 又は氏名								事業種目			
代表者の職氏名								受給者総人員	人		
フリガナ								始良市報告人員計	人		
所在地								特別徴収	人		
								普通徴収	退職	人	
									乙欄	人	
									その他	人	
連絡者	担当者氏名						課	係			
関与税理士・ 会計事務所 等	名称						TEL				
	担当者氏名						TEL				
備考欄											

- この総括表は住民税の特別徴収(給与天引きをする人)の個人別明細書の一番上につけて提出してください。
- 報告人員の中に普通徴収対象者(退職者・乙欄)を含む場合は、同封の普通徴収申請書を必ず添付し、その理由を記入してください。
- 会計事務所等に給与支払報告書の提出を依頼されている場合は、依頼先へお渡しください。

※裏面をご覧ください。

《ご注意》住民税の給与支払報告書は、所得税の源泉徴収票とは異なり、前年中に給与を支払ったすべての従業員等(※)について提出していただく必要があります。  
※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしない方、個人で税務署へ確定申告をされる方なども給与支払報告書の提出が必要です。

#### 個人住民税の給与からの特別徴収(差し引き)について

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)は、地方税法第321条の4の規定により、原則、すべて特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

#### ◎事業主や従業員の意思で徴収方法を選択することはできません。

令和5年中に給与の支払を受けた従業員等(※)のうち、令和6年4月1日現在に継続して在職することが見込まれる場合は、特別徴収していただくことになります。※中途就退職者など、他の事業主から給与を受けた方も対象になります。

給与支払者(事業主)の皆様には、法令に基づき、適正に特別徴収の実施をお願いします。

#### 給与支払者の方へ

給与支払者の方は、給与支払報告書の提出をお願いします。給与支払報告書の様式は、最寄りの税務署にて配布しております。

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者は、令和5年中に支払の確定した給与についての給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成し、給与所得者(従業員等)の令和6年1月1日現在における住所地の市町村長に提出していただくことになっています。(地方税法第317条の6に規定)

給与支払報告書は、住民税の課税の根拠となる重要な書類となりますので、正しく記入のうえ、必ず提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、始良市では、インターネットを利用した住民税の電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」による提出も可能となっておりますので、是非ご利用ください。詳しくは、地方税共同機構(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)の関連リンクをご覧ください。

#### ■令和6年度分(令和5年分)の提出期限

令和6年1月31日(水)…事務処理の都合上、1月19日頃までに提出願います。

#### ■提出先

給与所得者が1月1日現在(又は退職時)に住民登録されている市区町村又は実際に居住している市区町村に提出します。

始良市に住民登録している方又は居住している方の給与支払報告書については、下の住所あてに提出願います。郵送もしくは直接ご持参ください。

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地  
始良市役所 税務課市民税係

#### ■ご提出いただく書類

- ・給与支払報告書総括表を1事業所につき1枚
- ・普通徴収申請書を1事業所につき1枚(※普通徴収対象者がいる場合のみ)
- ・給与支払報告書(個人別明細書)を受給者1人につき1枚

#### ■総括表について

総括表には一般に配布されているものと各市区町村で作成しているものがあります。

・名称等を記載した「始良市提出用」の総括表をお送りしております。始良市へ提出される際には、この総括表をご使用ください。

・「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

・印字されている内容に訂正がある場合は、赤字で訂正をお願いします。

#### ■給与支払報告書(個人別明細書)

- ・氏名、フリガナ、生年月日に記入漏れがないようにしてください。
- ・「支払を受ける者」の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号を記載してください。
- ・専従者給与受給者、中途就退職者・パート・アルバイトの方についても提出をお願いします。
- ・中途退職者の報告書には退職年月日を記入してください。
- ・前職分が支払金額等に合算されている場合は、摘要欄に、前職分の支払者名、社会保険料額、源泉徴収税額、退職日等を必ずご記入ください。記載のない場合、二重課税されてしまう恐れがあります。
- ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄にはそれぞれの個人番号を記載してください。
- ・「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- ・額の多少や、年末調整の有無にかかわらず、全ての給与についての報告が必要です。